

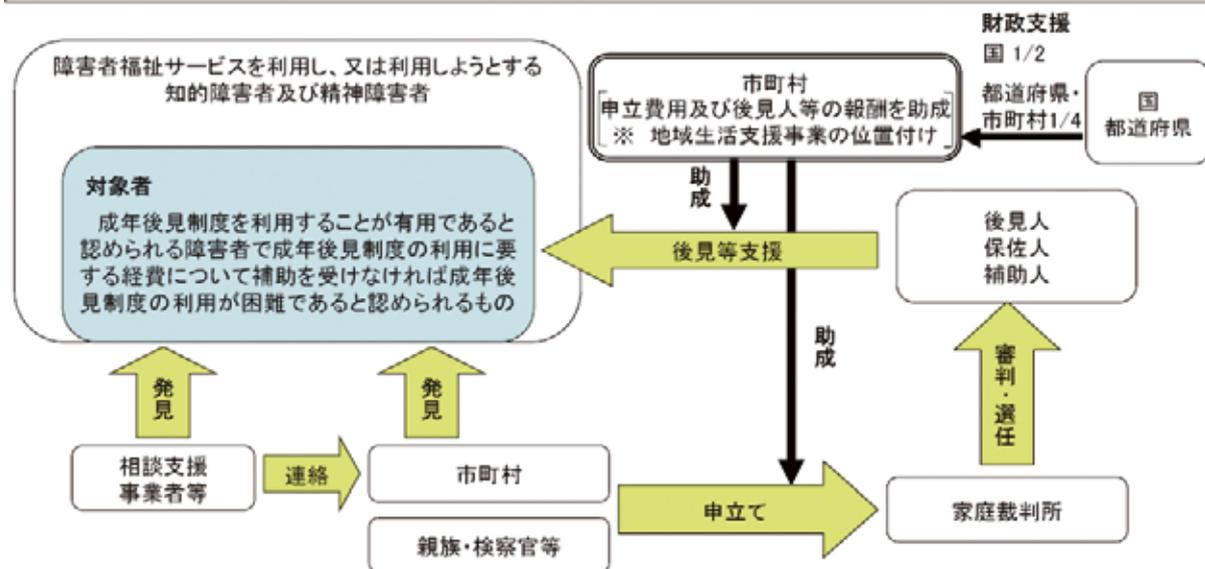
成立した。2022年3月には、2022年度から2026年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、これまでの取組の結果や課題を踏まえ、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。

(なお、財産管理については、後述の「3. 経済的自立の支援(2) 個人財産の適切な管理の支援」を参照)

■ 図表4-5 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。
 一 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。
 ※2012年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



資料：厚生労働省

イ 消費者としての障害者

悪質な手口により消費者被害にあったなどとして、全国の消費生活センターや国民生活センター等に、認知症高齢者、障害のある人等から消費生活相談が寄せられている。相談件数は、2013年度に2万件を超えると、2016年度にかけて一旦減少したが、その後増加に転じ、現在まで高水準で推移している。

消費者庁では、認知症高齢者や障害のある人等の配慮を要する消費者を見守るためのネットワークとして、「消費者安全法」(平成21年法律第50号)の改正(2016年4月施行)により規定された、「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に取り組んでいる。消費者安全確保地域協議会は、既存の福祉のネットワーク等に地域の消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、消費者被害の未然防止、拡大防止、早期発見、早期解決に資する見守りサービスの提供を可能にする取組である。

2021年10月1日、厚生労働省と消費者庁の連名で、地方公共団体への通知「重層的支援体制

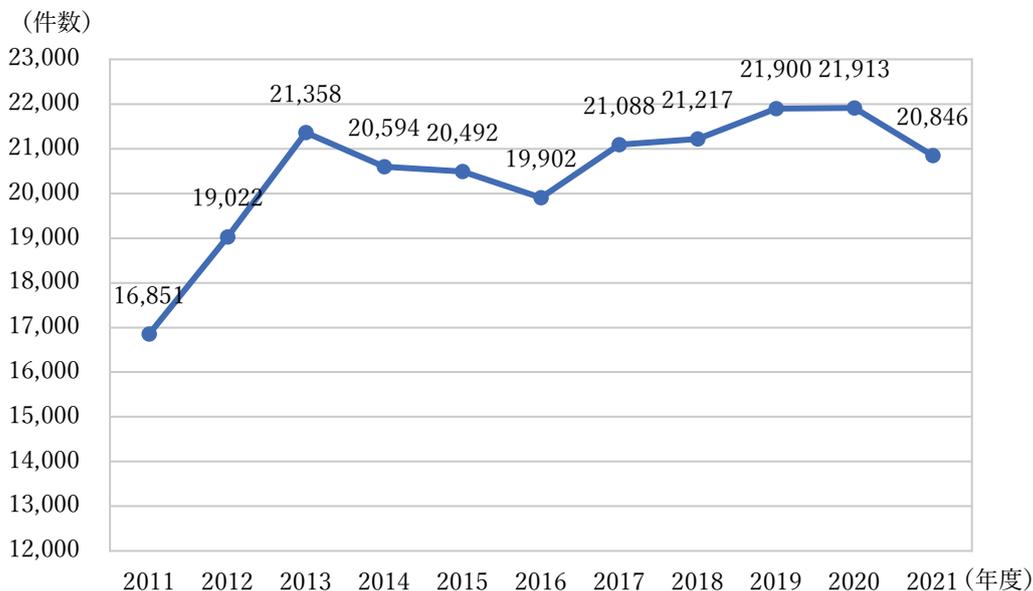
整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における福祉部局と消費者部局とのさらなる連携の重要性を示した。

消費者安全確保地域協議会の取組では、地域の関係団体との連携も重要である。消費者庁では、2007年から、障害者団体のほか高齢者団体・福祉関係者等専門職団体・消費者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みの構築を図ってきた。2021年度には、地域の多様な主体が参加・協働する支援体制のあり方や成年後見制度の地域連携ネットワーク、地域において積極的な見守り活動を行っている関係団体の取組の情報を共有した。

国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口やワンポイントアドバイス等をメールマガジンや同センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」を発行するとともに、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「2022年版くらしの豆知識」の発行に当たってはカラーユニバーサルデザイン認証を取得したほか、デジ版（デジタル録音図書）を作成し、全国の消費生活センター、消費者団体及び全国の点字図書館等に配布するとともに、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録した。

地域において配慮を要する消費者への取組を進めるためには、消費生活センター等における消費生活相談体制の充実・強化も促進する必要がある。消費者庁では、地方消費者行政強化交付金等を通じ、消費者安全確保地域協議会の設置促進のほか、地方公共団体における障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図る取組等も支援している。

■ 図表4-6 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（年度別）（2011～2021年度）



注1：2022年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）

■ 図表 4-7 認知症高齢者、障害のある人等の消費生活相談件数（商品・役務別10位まで）（2021年度）

	商品・役務	件数
1	商品一般	1,414
2	他の健康食品	1,088
3	フリーローン・サラ金	1,065
4	携帯電話サービス	867
5	新聞	735
6	賃貸アパート	460
7	健康食品（全般）	454
8	出会い系サイト・アプリ	446
9	役務その他サービス	382
10	修理サービス	361

注1：2022年3月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

注2：「判断不十分者契約」「心身障害者関連」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人国民生活センター運営のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）

（5）障害者虐待防止対策の推進

障害のある人の尊厳の保持のため障害のある人に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）が2012年10月から施行されている。

この法律においては、何人も障害者を虐待してはならないことや虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等を規定しており、地方公共団体は障害者虐待対応の窓口として「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たすこととされている。各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省においては、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の虐待防止や権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。